主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件申立の理由は後記のとおりである。

申立人主張のような事由は、前記訴訟費用の負担を命ずる裁判について検察官の した執行に関する処分を不当とすべき根拠にはならないから、本件申立は理由がな いものとして棄却すべきである。(かりに本件申立を右訴訟費用の負担を命ずる裁 判の執行免除の申立とみるとしても、法定期間経過後の申立であるから、やはり棄 却を免れない。)

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和二九年五月二五日

最高裁判所第三小法廷

登			上	井	裁判長裁判官
保				島	裁判官
Ξ		俊	林	小	裁判官
郎	太	善善	村	本	裁判官